

新型コロナワクチン接種券付きクーポンの発送について

松山市では、高齢者に続き、7月1日から基礎疾患のある方などを優先し、60～64歳のワクチン接種の予約を開始しています。60歳未満の方の予約開始日は、国からのワクチン供給の見通しがつき次第、順次お知らせします。お送りしたクーポンなどは、それまで大切に保管してください。

<重要なお知らせ>

- 国から供給されるワクチン量が不透明なため、松山市の60歳未満の方の予約開始日は、まだ決まっていません。決まり次第、対象者に直接ハガキで案内するほか、松山市ホームページや松山市公式LINEなどでお知らせします。
- 接種券付きクーポンは、国が実施する「大規模集団接種」、企業や学校で実施する「職域接種」でも使用できます。

松山市
LINE公式アカウント



松山市ホームページ
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/index.html>

新型コロナワクチン接種ページ ▶



裏面もご確認ください。

【接種券付きクーポンの取扱いについて】

- ・接種券は、接種当日に必ず持参し、接種後は接種証明になります。大切に保管してください。
- ・接種券は、台紙からはがさず、会場にお持ちください。
- ・接種券を失くした場合などは、コロナワクチンコールセンター(089-909-3353)に連絡し、再発行を依頼できます。
- ・医療従事者や高齢者施設の従事者で、既にワクチンを接種した方は、お送りした接種券を破棄してください。
- ・市外へ転出した場合は、転出先の市町村で接種券を発行する手続きをしてください。

【注意事項（令和3年6月25日現在）】

- ・予防接種法での新型コロナワクチン接種で使用するワクチンは、「ファイザー社」か「モデルナ社」のどちらかです。
※ファイザー社、モデルナ社のワクチンの詳細は、同封した説明書をご覧ください。
- ・ワクチンの種類で、接種できる年齢や、接種の間隔が違います。
- ・1回目の接種と2回目の接種は、同じワクチンを接種します。
- ・接種会場で、使用するワクチンが違う場合があります。会場ごとで、どのワクチンを使っているか、松山市ホームページで確認してください。
- ・12歳から15歳までの方の接種は、原則保護者の同伴が必要です。ただし予診票の保護者同意欄に署名がある場合は、同伴は必要ありません。